

政務活動費集計表(会派支出) R7年度

会派名 新 友 会 3月分

(単位:円)

研 究 研 修 費	調 査 旅 費	資 料 作 成 費	資 料 購 入 費
0	0	14,976 /	15,030 /
広 報 ・ 広 聴 費	人 件 費	事 務 所 費	そ の 他 の 経 費
2,601,032 /	312,700 /	26,972 /	0
合 計			2,970,710 /

政務活動費支出命令書(会派支出)

新 友 会

会派名

支 払 日	√ 令和 8年 3月 6日			
支 払 先	(株)電 算			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	インターネット接続料ほか 2月分	2,926円
	研 究 研 修 費		振込手数料	330円
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				3,256円

(領収書添付欄)

電信扱

5
出納簿
収入印紙
8
現金 小切手 200円貼付
大男婦込金 手数料が 5万円未満なら非課税
2. 払戻金 支払

登録番号：T3100001002833
株式会社 八十二長野銀行

4223②

御 請 求 書

380-0813

長野市議会 新友会

様

請求番号 S25005809012 001 頁

2026 年 02 月 28 日発行

380-0904

長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式會社 電算

代表取締役社長 轟 一太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50819 インターネット

令和8年02月分

ご請求金額 ¥2,926-

お支払期限 2026 年 03 月 31 日

登録番号 T1100001002083

お振込み先

◆八十二長野銀行〈銀行コード〉 0143

(株)電算

上記の口座にお振込ください。

[illegible]

avis 総合案内

TEL 0120-551475 (フリーコール)

平日 9:00～18:00(土・日・祝日は除く)

10%対象

2,926 (消費税)

266)

お知らせ

政務活動費支出命令書(会派支出)
新 友 会

会派名

支 払 日	✓ 令和 8年 3月 6日			
支 払 先	NTT東日本			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	2026.2月分 FAX使用料	4, 687円
	研 究 研 修 費		(026)229-6386	
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	そ の 他 の 経 費			
	合 計			4, 687円

(領収書添付欄)

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等
[Redacted]

お客さま氏名
長野市役所 議会事
務局 (新友会) 様

金 額
2026年 2月分
¥4,687 /
うち、消費税等当額
426円

NTT東日本株式会社
埼玉事業部
お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)
0120-002-992

収入印紙貼付欄

5
出納済
8.3.6
長野市役所
長野銀行
(お客さま)

領収日付印

NTT東日本 | NTT東日本株式会社
埼玉事業部

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



TEL 0120-002-992

還付先: 〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号

5

社用 101001321001 00574 00503 00*

コード

NTT東日本料金請求書
(NTTEAST-BIII)

2026年 2月25日発行

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは0120-116-000(無料)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは0120-444-113(無料)

ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

ごころ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等 (026)229-6386	ご請求年月 2026年 2月分 /	ご請求額 (Charge) / 4,687 円	お支払期限 (Due Date) 2026年 3月10日
ご請求番号			
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT東日本ご利用分 (合計)	4,687 4,687	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞
利息をお支払いいただく場合があります。

営業時間	料金お問い合わせ電話受付
	午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

ご利用料金内訳書

お客さま電話番号等 (026)229-6386

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT東日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	4,180	合算	1月11日～ 2月10日
INS通話料	68	合算	1月11日～ 2月10日
IP電話へのINS通話料	10	合算	1月11日～ 2月10日
電話ユニバーサルサービス料他	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	426		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(426)		合算表示の料金を合計した4,261円に10%を乗じて算出しています。
(合 計)	4,687		

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 8年 3月 13日 /			
支 払 先	長野市			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	タブレット端末回線使用料	598,723円 /
	研究研修費		(R7.4月分 ～ R8.3月分) /	
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
	合 計			598,723円 /

(領収書添付欄)

納入 (返納金) 通知書兼領収証書			
380-0813			
長野市大字鶴賀緑町1613番地			
長野市議会 新友会 会長 小泉 栄正			
様			
金 額	598,723 円 /		
調定番号 (支出命令番号)	113561	返納番号	
年 度	令和 7年度 一般会計		
会計名称	議会事務局総務議事調査課		
担当課	議会事務局総務議事調査課		
科目名称 (事業名)	雑入 その他収入 (経常・経常)		
内 容	タブレット端末回線使用料 (R7年度分)		
納期限	令和 8年 3月19日		
上記金額を裏面の長野市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関等に納めてください。			
令和 8年 3月 4日			
長野市長 荻原 健司			
※ 本書は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。			
金融機関一お客様			

ゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚だけをお出してください。

上記金額を領収しました。
領 収 日 附 印
7
出納済
8. 3. 13
長野市役所
〒112-8501 長野市
金融機関一お客様

タブレット端末回線使用料納入額

【長野市議会新友会】

所属議員	納入額	計算	備考
山岸 晃	13,855円	納入額 2,867円（税込・月額）*12か月=34,404円 山岸議員については、貸与日（11月4日）からの 日割り計算とする。（147日分）	
本木 晋	34,404円		
西脇かおる	34,404円		
箱山 正一	34,404円		
加藤 英夫	34,404円		
青木 敏明	34,404円		
桜井 篤	34,404円		
和田 一成	34,404円		
金沢 敦志	34,404円		
手塚 秀樹	34,404円		
北沢 哲也	34,404円		
市川 和彦	34,404円		
若林 祥	34,404円		
松田 光平	34,404円		
西沢 利一	34,404円		
小泉 栄正	34,404円		
宮崎 治夫	34,404円		
寺沢さゆり	34,404円		
計	598,723円		

政務活動費支出命令書(会派支出)

新 友 会

会派名

支 払 日	✓ 令和 8年 3月 16日 ✓			
支 払 先	(株)電 算			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	インターネット接続料ほか 3月分	2,926円 ✓
	研 究 研 修 費		振込手数料	330円 ✓
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報・広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
			合 計	3,256円 ✓
(領収書添付欄)				

電信扱

収入印紙
200円貼付
8. 5円未満
付

登録番号：T3100001002833
株式会社八十二長野銀行

4223②

お知らせ

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	√ 令和 8年 3月 24日			
支 払 先	(株)信毎販売センターふれあいネット			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書 ・ 資 料 費	信濃毎日新聞・長野市民新聞購読料 2026/1 ~ 2026/3	14,700円
	研 究 研 修 費		振込手数料	330円
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				15,030円
(領収書添付欄)				

電信扱

出納簿

5
8. 3.

1.現金、小口手
200円貼付
入金、手数料が
5万円未満非課税
公取債権書
長野市役所
長野県税
本店ご本人あての場合
合はすべて200円貼

登録番号：T3100001002833
株式会社 八十二長野銀行

4223②

380-0813
長野市鶴賀緑町
1613
長野市役所

13-318-1170

2026年3月12日

新友会 御中

〒 381-0024
長野市南長池138番地
株式会社信毎販売センター
ふれあいネット
代表取締役社長 宮坂 博昭

Tel 026-251-1522

振込先 八十二長野銀行

登録番号 T2100001001448

毎度お引き立て頂き厚くお礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

前回請求額	前回入金額	今回請求額	郵送料	差引ご請求額
14,700	14,700	14,700 /	0	14,700

ご 請 求 明 細

	品 名	数 量		単 価	金 額		請求対象期間
		部数	月数				
	※ 信濃毎日新聞朝刊	1	3	3,900	11,700	0	26年1月～26年3月
	※ 長野市民新聞	1	3	1,000	3,000	0	26年1月～26年3月
	郵 送 料				0		
	補 正 額				0		
当 月 請 求 額					14,700	軽減8%対象 14,700 (消費税 1,088)	

※印は軽減税率対象商品

政務活動費支出命令書(会派支出)

新 友 会

会派名

支 払 日	√ 令和 8年 3月 26日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	資 料 作 成 費	賃 借 料	議員用パソコンリース料(3月分)	5,720円 /
	//	//	共用複合機リース料(3月分) /	3,300円 /
	//	事 務 費	共用複合機使用料(3月分) /	5,956円 /
	事 務 所 費	賃 借 料	事務員用 パソコンリース料(3月分)	11,440円 /
	//	//	会派用複合機リース料(3月分) /	13,200円 /
	//	//	シュレッダーリース料(10月~3月分) /	1,782円 /
	//	//	振込手数料	550円 /
	合 計			41,948円 /

(領収書添付欄)

※R7.10月~R8.9月のシュレッダー契約書を添付。

電信扱

ご依頼日	08 03 26 年 月 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	百億 十億 億 千万 万 千 百 十 円
お振込先	八 十 二 長 野 ① 銀行	振込金額 5 0 0 0 8 0 0 0	
お振込先	支店 (営業部) (出張所)	振込手数料 (消費税込) 振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 消費税率10%	
お振込先	① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お振込先	カ ・ ツ タ ト モ	振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円	
お			

登錄番号: T3100001002833

株式會社 八十二長野銀行

4223②

100

締切日付 2026/ 3/19
得意先CD

長野市議会 新友会 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

登録番号 T5100001002030

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]			今回御請求額			
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計	[A] + [B]			
				3,000	300	3,300	3,300			

隨時

締切日付 2026/ 3/19
得意先CD

長野市議会 新友会 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二長野銀行

登録番号 T5100001002030

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				5,415	541	／ 5,956

今回御請求額
[A]+[B]
5,956

		

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

締切日付 2026/ 3/19
得意先CD

長野市議会 新友会 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

登録番号 T5100001002030

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				12,000	1,200	13,200

今回御請求額
[A]+[B]
13,200

[illegible]

隨時

締切日付 2026/ 3/19
得意先CD

長野市議会 新友会 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二長野銀行

登録番号 T5100001002030

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				1,620	162	1,782

今回仙請求額	
[A]+[B]	
	1,782

		

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

明光シュレッダー V 2 3 1 1台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額270円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金の100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。
受注者は、6カ月ごとに賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- （2） この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- （3） 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

- 第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

- 第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。
- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

- 第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

- 第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と

受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和7年10月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市議会新友会
会長 寺沢さゆり

受注者

長野市大字大字島田2923番地
株式会社新友
代表取締役 新井秀晴